

完成検査は、 **関係者等**及び**工事関係者** の立会いをお願いします

横浜市消防局では、平成30年5月1日から
完成検査の立会いは、工事関係者の方のほか、
関係者等（※）の方をお願いすることとしました。

○建物を適正に管理するため、消防法
及び横浜市火災予防条例の注意事項を
お知らせします。

※ 「関係者等」とは、次の方を言います。

- ① 消防用設備等設置届出書、使用開始届出書の届出者の欄に記載されている方
- ② 届出者が代表を務める会社の管理部門等に属する社員の方
- ③ 店舗の責任者等の方

ご不明な点は、所轄消防署予防課指導係へお願いします。

鶴見消防署 503-0119	神奈川消防署 316-0119	西消防署 313-0119
中消防署 251-0119	南消防署 253-0119	港南消防署 844-0119
保土ヶ谷消防署 334-6696	旭消防署 951-0119	磯子消防署 753-0119
金沢消防署 781-0119	港北消防署 546-0119	緑消防署 932-0119
青葉消防署 974-0119	都筑消防署 945-0119	戸塚消防署 881-0119
栄消防署 892-0119	泉消防署 801-0119	瀬谷消防署 362-0119

横浜市消防局指導課
電話 045-334-6408